

平成 23 年度

安八町財政健全化判断比率等を公表します

地方公共団体には、前年度の決算に基づいた実質赤字比率などの財政健全化にかかる判断比率の公表が義務付けられています。安八町においても、監査委員の審査を受け議会で報告していますが、現状ではいずれの比率も健全なところにあります。

○健全化判断比率等とは…

①実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字額の※標準財政規模に対する比率

※標準財政規模とは町税、普通交付税、譲与税、交付金等、経常的な財源のことです。

②連結実質赤字比率

※全ての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

※全ての会計には一般会計のほか、国民健康保険、後期高齢者医療、水道事業、下水道事業等の会計が含まれます。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率

(東安中学校、大垣消防組合などの組合への負担金や水道事業、下水道事業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分も加えられます。)

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

⑤資金不足比率

公営企業の資金の不足額の料金収入等に対する比率

これらの比率には基準が設けられており、いずれかが基準値に達すると段階に応じて、財政の健全化を図らなければなりません。[下図参照]

基 準	段 階	内 容
	健 全 段 階	
	財政健全化団体	財政健全化計画の策定などにより、自主的な努力で財政の健全化に努めます。また経営健全化基準に達すると(水道事業等公営企業関係)経営健全化計画を策定し、経営状況の改善に努めます。
	財政再生団体	財政再生計画の策定などにより、国等の指導を受け、確実に財政の再生に努めます。

○安八町の財政健全化判断比率等

比率の名称／健全化判断比率		財政再生基準	早期(経営)健全化基準	安 八 町
①実質赤字比率		20.0 %	15.0 %	※1 ー
②連結実質赤字比率		30.0 %	20.0 %	※1 ー
③実質公債費比率		35.0 %	25.0 %	15.1 %
④将来負担比率			350.0 %	112.4 %
⑤資金不足比率	水道事業会計		20.0 %	※2 ー
	公共下水道特別会計		20.0 %	※2 ー

※1 ①実質赤字比率、②連結実質赤字比率は赤字額がないため、“ー”表示となります。

※2 ⑤資金不足比率は不足額がないため、“ー”表示となります。